明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○登録認定機関の業務の休止の届出があった件（総務四三二）　一
○戸籍が滅失した件（法務四四〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四四一）　二
○フローリングの日本農林規格の一部を改正する件（農林水産二九〇三）　三
○構造用パネルの日本農林規格の一部を改正する件（同二九〇四）　三
○フローリングについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二九〇五）　三
○構造用パネルについての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（同二九〇六）　四
○フローリングについての検査方法の一部を改正する件（同二九〇七）　四
○構造用パネルについての検査方法の一部を改正する件（同二九〇八）　四
○保安林の指定をする件（同二九〇九～二九一二）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一四八～一一五〇）　四
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（同一一五一）　四
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同一一五二～一一五五）　五
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境一〇七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二〇六）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局四七二、四七三）　六
○道路に関する件（中部地方整備局二〇二）　六
○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局二四〇）　六

〔国会事項〕

内閣　七

〔人事異動〕

内閣　七

〔皇室事項〕

官庁事項　八

〔官庁報告〕

油濁防止管理者養成講習の実施について（北海道運輸局・東北同・関東同・北陸信越同、中部同・近畿同・中国同・四国同・九州同・神戸運輸監理部・沖縄総合事務局）　八

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示二～六、秋田同五、栃木同六、七、群馬同二～五、新潟同三、富山同五、兵庫同一〇、島根同五、高知同三、鹿児島同三、四）　八

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　八

国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　八

〔公告〕

諸事項

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　八
会社その他
会社その他　一〇

〔告示〕

○総務省告示第四百三十二号　一〇
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九十九条第一項及び同法第百三条において準用する同法第九十九条第一項の規定に基づき、次の登録認定機関から業務の休止の届出があったので、同法第九十九条第三項及び同法第百三条において準用する同法第九十九条第三項の規定に基づき告示する。
平成二十五年十一月二十八日
総務大臣　新藤　義孝
一　登録認定機関の名称及び住所　ＥＭＣＣ　ＤＲ．ＲＡＳＥＫ　Ｊａｐａｎ株式会社　神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一
二　登録に係る事業の区分　端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第四条第一号及び第二号
三　技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を行う事務所の所在地　神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一
四　技術基準適合認定の業務及び設計認証の業務を休止する期間　平成二十五年十月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

○法務省告示第四百四十号　一〇
新潟市南区役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年一月六日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。
一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。
注　意
一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、南区役所又は新潟地方法務局新津支局に照会すること。
平成二十五年十一月二十八日　法務大臣　谷垣　禎一
新潟県中蒲原郡鷲巻村大字鷲ノ木新田五千五百七十番地　品田　マセ